

教育委員会会議 定例会

令和 4 年 7 月 20 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 20 号 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

第 21 号 山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

2 報 告 事 項

な し

3 そ の 他 報 告

(6) 令和4年度第1回いじめ実態調査報告等について

(7) 山梨県社会教育委員の公募について

(8) 山梨県図書館協議会委員の公募について

議案第 20 号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

教育職員免許法等の一部改正に伴い、山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

規則名	山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	教育職員免許法等の一部改正に伴い、山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和4年5月、教育職員免許法等の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定が削除された（同年7月1日施行）。○ このため、本県においても山梨県教育職員免許に関する規則を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 教員免許更新制に関する規定の削除及び改正を行う。(2) その他所要の改正を行う。
施行期日	<p>1 公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出された書類とみなす。</p>
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育職員免許に関する規則（以下、「県規則」という）の一部を改正する規則の概要説明

（1）教員免許更新制に関する規定の削除及び改正

【概要】

改正前の教育職員免許法では、大学等で単位を修得し授与される普通免許状と優れた知識経験等を有する社会人等に面接等を通して授与する特別免許状に対して10年間の有効期限を設け、教員として勤める場合は更新を義務づけてきたが、令和4年5月の法改正により免許更新制に関する規定が削除された（同年7月1日施行）。

そのため、県規則に定める免許更新制に関する規定の削除や引用する条項の改正を行う。

具体的な内容については新旧対照表参照。

（削除箇所）

- ・第三条第一項第七号
- ・第三条第四項第七号
- ・第三条第五項第五号
- ・第四条第一項第十号

（改正箇所）

- ・第三条第四項の「第十六条の二」を「第十六条」に改正
- ・第三条第五項の「第十七条第一項」を「第十七条」に改正
- ・第六条第一項の「第五条第六項」を「第五条第五項」に改正
- ・第七条の「第五条第三項」を「第五条第二項」に改正
- ・第二十一条第二項の「附則第三十八項及び第三十九項」を「附則第三十五項及び第三十六項」に改正

（2）その他の条文の改正

① 平成31年4月1日に施行された免許法施行規則の改正に伴う条文の改正

【概要】

施行規則の改正は、大学等において教育職員免許状を取得する際に必要な科目の名称や区分の変更が主な内容で、その中に免許状に必要な教育実習の単位の振替に関する条文の変更があった。

施行規則の改正に伴い、平成31年4月に県規則の改正を行ったが、教育実習の単位の振替については改正を行っていなかった。また、特別支援学校教諭免許状及び養護教諭免許状についての規定が定められていなかった。そのため、上記に関する改正を行うものである。

具体的な内容については新旧対照表参照。

（改正箇所）

- ・第三条第六項

【参考】

教育職員免許法では、免許を取得するためには教育実習の単位が必要になっているが、教育実習の単位は実務経験1年につき1単位分を振り替える（他の区分で余分に単位を修得すること）ことが出来る。例えば、中学校教諭の免許状では教育実習の単位が5単位必要となっているが、中学校の臨時免許状での勤務や高校での勤務を5年間行うことで教育実習の単位を5単位分振り替えることが可能となる。

規則では上記の方法を適用する場合、実務経験に関する証明書を提出することを規則で定めている。

② 令和元年12月に施行された教育職員免許法の改正に伴う様式の改正

【概要】

法改正の内容は免許状授与の欠格事項であった「成年被後見人及び被保佐人」を削除することである。法改正により、令和元年12月に県規則を改正し、個人で免許を出願する際に必要となる書類から「成年被後見人及び被保佐人」でない旨の記述を削除した。しかし、一括申請の書類について、改正をしていなかったため、改正を行うものである。

具体的な改正は次のとおり。

- ・第1号様式の2及び第1号様式の3

「私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び履歴事項について相違ないことを宣誓します。」

↓

「私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び履歴事項について相違ないことを宣誓します。」

【参考】

教員免許の申請方法は個人で書類を揃える提出方法と大学が一括して申請をするパターンがあり、それぞれの提出書類の中に、「成年被後見人及び被保佐人」ではない旨の書類の提出を求めていたが、令和元年12月に施行された教育職員免許法の改正に伴って、様式の修正を行った。その際、個人で申請する場合の様式の修正は行ったが、一括で申請する場合の改正は行っていなかった。

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の詳細説明

(1) 教員免許更新制に関する規定の削除及び改正

(削除箇所)

A 削除する条項	B 条項に規定されている内容	C Bに係る旧免許法の規定内容
第三条 第一項 第七号	<u>免許法第五条第二項</u> の規定の適用を受ける者は、同項の規定に該当する者であることを証明する書類を添える。	大学に通い、免許の所要資格を得た日の翌日から10年を経過する年度の末日までに免許状を申請しなかった場合、更新講習を受けなければ免許状を申請できない。
第三条 第四項 第七号	<u>免許法第十六条の二第二項</u> の規定の適用を受ける者は、同項の規定に該当する者であることを証明する書類を添える。	教員資格認定試験に合格し、合格した日の翌日から10年を経過する年度の末日までに免許状を申請しなかった場合、更新講習を受けなければ免許状の申請できない。
第三条 第五項 第五号	<u>免許法第十七条第二項</u> の規定の適用を受ける者は、同項の規定に該当する者であることを証明する書類を添える。	特別支援学校の自立教科等の免許の所要資格を得た日の翌日から10年を経過する年度の末日までに免許状を申請しなかった場合、更新講習を受けなければ免許状を申請できない。
第四条 第一項 第十号	<u>免許法第六条第四項</u> の規定の適用を受ける者は、同項の規定に該当する者であることを証明する書類を添える。	教育職員検定において、免許の所要資格を得た日の翌日から10年を経過する年度の末日までに免許状を申請しなかった場合、更新講習を受けなければ免許状を申請できない。

(改正箇所)

A 改正する条項	B 引用している免許法の条項	C Bに係る免許法の規定内容
第三条 第四項	第十六条の二 →第十六条	教員資格認定試験の合格への免許状授与
第三条 第五項	第十七条第一項 →第十七条	特別支援学校の自立教科等の免許状授与
第六条 第一項	第五条第六項 →第五条第五項	臨時免許状の授与
第七条	第五条第三項 →第五条第二項	特別免許状の授与
第二十一条第二項	附則第三十八項及び第三十九項 →附則第三十五項及び第三十六項	高校の保健の臨時免許状を一種免許状に上進（上位免許状の取得）する場合の特例

(2) その他の条文の改正

① 平成31年4月1日に施行された免許法施行規則の改正に伴う条項の改正
(改正箇所)

A 改正す る条項	B 条項に規定されている 内容	C Bに係る免許法の規定内容
第三条 第六項	免許法施行規則第六条第一項の表備考十又は十一により教育実習以外の教職に関する専門教育科目の単位を教育実習の単位に替えて免許状を申請するときは、実務に関する証明書を添えなければならない。	免許を取得するためには教育実習の単位が必要になっているが、教育実習の単位は実務経験1年につき1単位分を振り替える（他の区分で単位を修得する）ことができる。

② 令和元年12月に施行された教育職員免許法の改正に伴う様式の改正

第1号様式の2.

本籍	都道 府県 番地	ふりがな 氏名 年月日生	履歴事項 学歴(小学校修了記入すること) 学校名 入学年月日 卒業(修了)年月日 修業年数						
<p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び履歴事項について相違ないことを誓します。 以上により、教育職員免許法第5条の規定により次の教育職員免許状を授与願います。</p> <p>1 免許状の種類 年月日 氏名 印 授与者 殿</p>									
<p>資格(教員免許) 年月日 種類番号 教科等 根拠規定 授与者</p>									
<p>職歴 年月日 勤務学校等 任命権者</p>									
<table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>幼稚園</td> </tr> <tr> <td>※*</td> <td>※*</td> </tr> <tr> <td>※*</td> <td>※*</td> </tr> </table> <p>(幼稚園・小学校用)</p>				小学校	幼稚園	※*	※*	※*	※*
小学校	幼稚園								
※*	※*								
※*	※*								

第1号様式の3.

本籍	都道 府県 番地	ふりがな 氏名 年月日生	履歴事項 学歴(小学校修了記入すること) 学校名 入学年月日 卒業(修了)年月日 修業年数												
<p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び履歴事項について相違ないことを誓します。 以上により、教育職員免許法第5条の規定により次の教育職員免許状を授与願います。</p> <p>1 免許状の種類 2 教科等 年月日 氏名 印 授与者 殿</p>															
<p>資格(教員免許) 年月日 種類番号 教科等 根拠規定 授与者</p>															
<p>職歴 年月日 勤務学校等 任命権者</p>															
<table border="1"> <tr> <td>中学校</td> <td>高等学校</td> <td>栄養教諭</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>養護教諭</td> <td>※*</td> </tr> <tr> <td>※*</td> <td>※*</td> <td>※*</td> </tr> <tr> <td>※*</td> <td>※*</td> <td>※*</td> </tr> </table> <p>(中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭用)</p>				中学校	高等学校	栄養教諭	特別支援学校	養護教諭	※*	※*	※*	※*	※*	※*	※*
中学校	高等学校	栄養教諭													
特別支援学校	養護教諭	※*													
※*	※*	※*													
※*	※*	※*													

第二十一条第二項中「附則第三項」を「附則第三十九項及び第三十五項及び第三	第七条第一項中「第五条第三項」に改める。	第六条第十号を削る。	えて第一項の願出をする場合	科 目又は教育実践に関する科目（養護実習を除く。）の単位を養護実習の単位に替	する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する	五 養護教諭が免許法施行規則第九条第一項の表備考三により教育の基礎的理解に關する	ら 第三欄までに掲げる科目に関する単位を同表第四欄に定める単位に替えて第一項	四 特別支援学校教諭が免許法施行規則第七条第一項の表備考四により同表第一欄か	的理 解に關する科目等（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合
--------------------------------------	----------------------	------------	---------------	--	---------------------------------------	--	--	--	---

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新

(普通免許状の授与等の出願)

第三条 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による普通免許状の授与及び同法附則第八項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、県内の大学(大学院及び短期大学を含む。)に在学中の者が、卒業又は課程の終了時に、同法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による普通免許状の授与を願い出る場合には、教育職員免許状授与願(幼稚園及び小学校教諭普通免許状の授与を願い出る者にあっては第一号様式の二、これら以外の授与を願い出る者にあっては第一号様式の三)により、これを行うことができる。

一〇六 略

2・3 略

4 免許法第十六条の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、現に教育職員として勤務する者は、第四号及び第五号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〇六 略

5 前項の規定にかかわらず、免許法第十七条の規定によ

旧

(普通免許状の授与等の出願)

第三条 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による普通免許状の授与及び同法附則第八項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、県内の大学(大学院及び短期大学を含む。)に在学中の者が、卒業又は課程の終了時に、同法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による普通免許状の授与を願い出る場合には、教育職員免許状授与願(幼稚園及び小学校教諭普通免許状の授与を願い出る者にあっては第一号様式の二、これら以外の授与を願い出る者にあっては第一号様式の三)により、これを行うことができる。

一〇六 略

2・3 略

七 免許法第五条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

4 免許法第十六条の二の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、現に教育職員として勤務する者は、第四号及び第五号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〇六 略

七 免許法第十六条の二第二項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

5 前項の規定にかかわらず、免許法第十七条第一項の規定によ

る普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一〇四 略

6 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項各号に掲げる書類のほか実務に関する証明書（第五号様式）及び実務の基礎となる免許状の写し又はその授与証明書を添えなければならぬ。

一 幼稚園教諭が免許法施行規則第二条第一項の表備考九により領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

二 小学校教諭が免許法施行規則第二条第一項の表備考九により教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。）又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

三 中学校教諭又は高等学校教諭が免許法施行規則第四条第一項の表備考八により普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

る普通免許状の授与を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一〇四 略

6 免許法第十七条第二項の規定の適用を受ける者にあつては同項の規定に該当する者であることを証明する書類

実習以外の教職に関する専門教育科目の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をするときは、同項各号に掲げる書類のほか実務に関する証明書（第五号様式）を添えなければならない。

四 特別支援学校教諭が免許法施行規則第七条第一項の表備考

四により同表第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位を同表第四欄に定める単位に替えて第一項の願出をする場合

五 養護教諭が免許法施行規則第九条第一項の表備考三により

教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（養護実習を除く。）の単位を養護実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

7 略

（教育職員検定の出願）

第四条 免許法第六条の規定による教育職員検定（以下「検定」という。）を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、現に教育職員として勤務する者は、第八号及び第九号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〇九 略

（教育職員検定の出願）

第四条 免許法第六条の規定による教育職員検定（以下「検定」という。）を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、現に教育職員として勤務する者は、第八号及び第九号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〇九 略

（臨時免許状の授与に係る検定の出願）

第六条 免許法第五条第五項、免許法施行規則第六十五条若しくは免許法附則第七項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定による臨時免許状の授与に係る検定を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

2 略

（臨時免許状の授与に係る検定の出願）

十一 免許法第六条第四項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

（臨時免許状の授与に係る検定の出願）

第六条 免許法第五条第六項、免許法施行規則第六十五条若しくは免許法附則第七項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定による臨時免許状の授与に係る検定を願い出る者は、教育職員免許状授与等（検定）願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

2 略

(特別免許状の授与に係る検定の出願)

第七条 免許法第五条第二項の規定による特別免許状の授与に係る検定を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

第二十一条 改正法附則第八項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十五項及び第三十六項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。

1 (3) 附 則

4 免許法附則第十八項の規定による検定を願い出る者に係る教育職員免許状授与等(検定)願に添付する実務に関する証明書の様式については、第四条第一項第三号の規定にかかわらず、教育委員会が定める様式によるものとする。

(特別免許状の授与に係る検定の出願)

第七条 免許法第五条第三項の規定による特別免許状の授与に係る検定を願い出る者は、教育職員免許状授与等(検定)願に次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

第二十一条 改正法附則第八項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。

1 (3) 附 則

4 免許法附則第十九項の規定による検定を願い出る者に係る教育職員免許状授与等(検定)願に添付する実務に関する証明書の様式については、第四条第一項第三号の規定にかかわらず、教育委員会が定める様式によるものとする。

議案第 21 号

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

提案理由

教育職員免許法等の一部改正に伴い、山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

規則名	山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則
趣旨	教育職員免許法等の一部改正に伴い、山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和4年5月、教育職員免許法等の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定が削除された（同年7月1日施行）。○ 山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則は、教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新の手続きについて定めている。○ このため、山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する。</p>
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	
参考事項	

山梨県教育委員会規則第

号

に定める。

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則を次のよう

令和四年

月

日

山梨県教育委員会

教育長

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

委員会規則第四号は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年度第1回いじめ実態調査報告等について
〔別途資料配付〕

(令和4年7月20日 定例教育委員会)

課室名 生涯学習課

件名	山梨県社会教育委員の公募について
経緯	<p>○ 山梨県社会教育委員の概要 1 性格 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 職務 ・社会教育に関する諸計画の立案 ・教育委員会の諮問に応じ意見を述べる ・研究調査</p> <p>3 委員 (1)定数 15人(現15人) (2)要件 学校教育関係者(現3人) 社会教育関係者(現7人) 家庭教育関係者(現2人) 学識経験者(現3人) (3)任期 2年 (現委員 令和2年11月1日～令和4年10月31日)</p>
内容	<p>○ 県民からより幅広く社会教育に関する意見を受け、今後の社会教育行政に反映させるため委員の一部を公募する</p> <p>○ 公募の概要 1 募集人員及び任期 (1) 募集人員 2人以内 (2) 任期 2年間(令和4年11月1日～令和6年10月31日)</p> <p>2 応募の資格 次の条件をすべて満たす者とする (1)県内在住者で、令和4年4月1日現在で満20歳以上であること (2)社会教育について幅広い見識や関心を持っていること (3)開催される社会教育委員の会に出席可能であること(年5回程度・平日) (4)次に該当する者は応募できない (ア)国会議員及び地方公共団体の議会の議員 (イ)常勤の国家公務員及び地方公務員 (ウ)本県の附属機関等の委員となっている者</p> <p>3 募集期間 令和4年8月1日(月)～8月31日(水) ※必着</p> <p>4 応募方法 次の書類を提出するものとする •申込書(氏名、年齢、性別、職業、自己PR等) •小論文(1200字程度) テーマ「多様な連携・協働による今後の山梨の社会教育について」</p> <p>5 選考方法 選考委員会を設置し、面接及び書類審査を行う</p> <p>6 選考結果の発表 選考委員会を経て、教育委員会で決定後、応募者本人に通知する</p>

山梨県社会教育委員名簿

任期 令和2年11月1日～令和4年10月31日

	氏 名	所 属 ・ 職 業	性別	任期	法的 根拠
1	しんどう とおる 新藤 徹	山梨県公立小中学校長会 (甲州市立塩山北小学校 元校長)	男	1期目	学校教育関係者
2	ひかわ きみこ 樋川 君子	山梨県公立小中学校長会 (甲府市立池田小学校 校長)	女	1期目	
3	よこもり しんじ 横森 伸司	山梨県高等学校長協会 (山梨県立巨摩高等学校 元校長)	男	1期目	
4	あおき なおこ 青木 直子	NPO法人富士山クラブ プログラムオフィサー	女	1期目	
5	いのうえ たかふみ 井上 貴文	山梨県PTA協議会 元会長	男	1期目	社会教育関係者
6	くぼた かねひさ 窪田 包久	山梨県公民館連絡協議会 会長	男	4期目	
7	さとう ひでこ 佐藤 秀子	(一社)ガールスカウト山梨県連盟 元連盟長	女	1期目	
8	むらまつ ともこ 村松 智子	市川三郷町社会教育委員 山梨県青年国際交流機構 会長	女	1期目	
9	いしごろ ひとし 石黒 仁	公募委員	男	1期目	する家庭活動を行なう者に資
10	ひなた はるこ 日向 治子	公募委員	女	1期目	
11	はやかわ あきこ 早川 亜希子	NPO法人マンマエルカート 代表理事	女	1期目	
12	ほしあい みき 星合 美紀	認定NPO法人HappSpace ゆうゆうゆう 理事長	女	1期目	
13	おおた けん 太田 研	山梨県立大学人間福祉学部人間形成学科 准教授	男	1期目	学識経験者
14	しんどう としひこ 進藤 聰彦	放送大学 教授 山梨大学 名誉教授	男	4. 5期目	
15	とみなが たかひろ 富永 貴公	都留文科大学教養学部 准教授	男	1期目	

(令和4年7月20日 定例教育委員会)		課室名	生涯学習課
件名	山梨県図書館協議会委員の公募について		
経緯	<p>○ 山梨県図書館協議会の概要 1 性格 「山梨県附属機関の設置に関する条例」により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 職務 図書館法第14条第2項の規定による山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申（条例第2条第3項）</p> <p>3 委員 (1) 定数 15人（現15人） (2) 要件 学校教育の関係者（現2人）、社会教育の関係者（現6人）、家庭教育の向上に資する活動を行う者（現2人）、学識経験のある者（現5人） (3) 任期 2年（現委員：令和3年2月1日～令和5年1月31日）</p>		
内容	<p>○ 山梨県図書館協議会の委員改選にあたり、より広く県民の意見を図書館の運営に反映させるため、委員の一部を公募する。</p> <p>○ 公募要領の概要 1 募集人員及び任期 (1) 募集人員 2人以内 (2) 任期 委嘱の日から2年間</p> <p>2 応募資格 次の条件をすべて満たす者とする。 (1) 山梨県内に在住し、令和4年4月1日現在満20歳以上であること (2) 図書館活動や社会教育について幅広い見識や関心を持っていること (3) 開催される協議会に出席可能であること（平日・年2～3回程度） (4) 次に該当する者は応募できない (ア) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 (イ) 常勤の国家公務員及び地方公務員 (ウ) 本県の附属機関等の委員となっている者</p> <p>3 募集期間 令和4年8月1日（月）～8月31日（水）※必着</p> <p>4 応募方法 次の書類を提出するものとする。 • 申込書（氏名、年齢、性別、職業、自己PR等） • 小論文（1200字程度） テーマ「これからの中立図書館の果たす役割」</p> <p>5 選考方法 選考委員会を設置し、面接及び書類審査を行う</p> <p>6 選考結果の発表 選考委員会を経て、教育委員会で決定後、応募者本人に通知する</p>		

山梨県図書館協議会委員名簿

任期:令和3年2月1日～令和5年1月31日

	氏名	所属・職業	性別	任期	法的根拠
1	ないとう かずひこ 内藤 和彦	山梨県学校図書館教育研究会長 (敷島小学校長)	男	2期目 (3年目)	学校教育関係者
2	きっと ひろし 橘田 浩	山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会長 (山梨県立日川高等学校長)	男	1期目 (1年目)	
3	あおやぎ ちえみ 青柳 千絵美	市川三郷町立図書館前館長	女	1期目	
4	すじょう れいこ 須藤 令子	有限会社 朗月堂 代表取締役 やまなし読書活動促進事業実行委員長	女	1期目	
5	たなか ゆうこう 田中 祐光	NPO法人つなぐ副理事長	女	4期目	
6	なかやま よしゆき 中山 吉幸	山梨県社会福祉協議会事務局長	男	2期目 (3年目)	
7	ふじまき あいこ 藤巻 愛子	山梨むかしがたりの会代表 日本民話の会会員	女	2期目	
8	おおふじあいこ 大藤 愛子	NPO法人ちびっこはうす 韮崎市子育て支援センター事務局	女	2期目	家庭の向上に資する活動を行なう者
9	すずき のぶゆき 鈴木 信行	社団法人山梨県私学教育振興会幼稚園部会長 (聖愛幼稚園園長)	男	4期目 (7年目)	
10	すずき かづよ 鈴木 和代	公募委員	女	1期目	
11	ごみ ゆうこ 五味 優子	山梨日日新聞社 論説委員	女	1期目	学識経験者
12	はせがわ ちあき 長谷川 千秋	山梨大学教育学部教授	女	2期目	
13	ひなた よしかず 日向 良和	都留文科大学教授	男	4期目	
14	わたなべ しんじ 渡辺 信二	山梨英和大学特任教授 立教大学名誉教授	男	1期目	
15	おおい なみ 大井 奈美	公募委員	女	1期目	